

## 水辺の生きものの調査の進め方(その他)

## 届出関係の実施例

行為	許可申請・届出内容	許可・届出先	備考
川や海に入る (場所を利用する)	一時使用届	河川管理者 (国土交通省や自治体の土木系部署)	
生きものを捕獲する	特別採捕許可申請	都道府県の水産系部署	規則に抵触する場合
	特定水産動植物採捕許可申請	都道府県の水産系部署	ナマコ、アワビ、シラスウナギを捕獲する場合
	指定希少野生動植物捕獲等許可申請	自治体の自然環境系部署	条例等で対象種が指定されている場合
	同意取得	漁業協同組合	漁業権が設定されている場合

※自然公園内や天然記念物等が生息する地域で調査を行う場合には、上記以外の許可申請も必要になる場合があります。

## 環境の保全

- ✓ うっかりゴミを捨てない
- ✓ できるだけ植物を踏み荒らさない
- ✓ 動かした大きな石は元に戻す
- ✓ つかまえた生きものは、原則放流する
- ✓ つかまえた外来生物は適切に取り扱う

## 外来生物の取扱い 外来生物法

特定外来生物	条件付特定外来生物
捕獲 ○ その場で再放流 ○※ 運搬 × 飼育 × 譲渡 × 野外への放出 ×	捕獲 ○ その場で再放流 ○ 運搬 ○ 飼育 ○ 頒布に当たらない無償譲渡 ○※ 野外への放出 ×

※その場での再放流(キャッチアンドリリース)は、外来生物法では規制されていませんが、自治体の条例で禁止されていることがあります。

※少数の相手への無償譲渡は規制されていませんが、頒布(多数の相手への譲渡等)や、(多寡にかかわらず)有償での譲渡は禁止されています。物々交換も禁止されています。



★詳しくはこちらの環境省HPをご覧ください。[【日本の外来種対策\(環境省\)】](#)  
その上で、不明な点は環境省（お近くの地方環境事務所等）へお問い合わせください。

## その他（外来生物の取り扱い）

### 特定外来生物の例



## その他（外来生物の取り扱い）

### 条件付き特定外来生物



アメリカザリガニ



アカミミガメ



## 主な費用

- 道具・資材代
- 資料代(印刷費)
- 保険代 数千円程度（※20名参加の場合の全体費用）
- マイクロバス 5～10万円程度 ※1台1日当たり
- 人件費・謝礼金

## その他（調査にかかる費用）

### 道具・資材代の目安

100 100円均一ショップでも  
購入可



¥ 10,000～



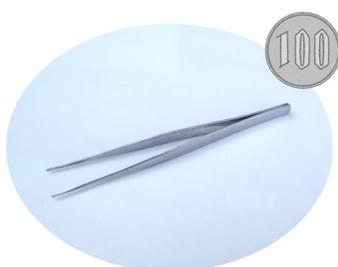
¥ 5,000～



¥ 2,000～



¥ 1,500～



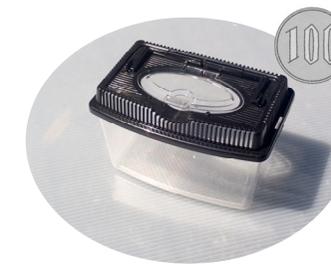
¥ 100～



¥ 100～



¥ 100～



¥ 100～



ご視聴ありがとうございました